

## 金利スワップ取引清算業務におけるクライアント・クリアリング手数料の見直しに係る制度要綱

2019年10月28日  
株式会社日本証券クリアリング機構

### I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務におけるクライアント・クリアリングの清算手数料について、海外清算機関との競争力の強化の観点等から、円貨建清算約定に係る新規債務負担手数料を対象取引の債務負担日から取引終了日までの期間の長さに応じた料金体系に見直すこととし、所要の制度整備を行う。

### II. 概要

項目	内容	備考	
1. クライアント・クリアリング手数料の見直し	・クライアント・クリアリングに係る円貨建清算約定に関する新規債務負担手数料について、債務負担日から取引終了日までの期間（テナー）の区分に応じて、想定元本1億円あたりに以下に掲げる額を乗じた額の合計額とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の見直しは、金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2第2項第1号に定める手数料のみを対象とする。</li> <li>・ 現行の料率は、想定元本1億円あたり一律720円。</li> <li>・ 各月に成立したクライアント・クリアリングに係る清算約定のテナー毎の想定元本の合計額について、1億円あたり各料率を乗じる。</li> <li>・ テナー毎の想定元本の合計額に1億円未満の部分がある場合は、当該部分は切り捨てた額を合計額とする。ただし、当該合計額が1円以上1億円未満である場合は、当該合計額を1億円とみなす。</li> </ul>	
	債務負担日から取引終了日までの期間（テナー）		想定元本1億円あたりに乗じる額（円）
	1年以下		90
	1年超—3年以下		225
	3年超—5年以下		405
	5年超—7年以下		540
	7年超—10年以下		720
	10年超—12年以下		765
	12年超—15年以下		810

項 目	内 容		備 考
	15年超—20年以下	1,035	
	20年超—25年以下	1,170	
	25年超	1,260	
2. 実施時期	・2020年4月1日を目途とする。		

以 上